

みなみまぐろを対象とする漁業の生態学的関連種への 影響を緩和するための勧告

(第26回年次会合(2019年10月14-17日)において改正)

みなみまぐろの保存のための拡大委員会は、

一部の海鳥類、とりわけアホウドリ類及びミズナギドリ類が、世界的に絶滅の恐れがあることを憂慮し、

みなみまぐろを対象とする漁業が、海亀及びサメ類といった他の種に対しても、偶発的に危害を与えうることを認識し、

みなみまぐろの保存のための条約第2条における生態学的関連種の定義を想起し、

みなみまぐろの保存のための条約第5条(2)において、締約国は、みなみまぐろ保存委員会に対し、とりわけ生態学的関連種に関するデータを速やかに提供することを求められていることをさらに想起し、

みなみまぐろを対象とする漁業に起因する生態学的関連種に対する偶発的な危害を緩和することを決意し、

2007年1月26日のまぐろ類RFMO神戸合同会合で合意されたとおり、保存管理措置について、国際的な漁業の管理の責任を負う他の機関と調和することの重要性に留意し、

2007年7月3-6日に東京で開催された第7回生態学的関連種作業部会(ERSWG)において、メンバー及び協力的非加盟国は、そのみなみまぐろ漁業における生態学的関連種に対する相互作用について、国別報告書を提供するとされた勧告を再確認し、

次のとおり、勧告する。

1. メンバー及び協力的非加盟国は、はえ縄漁業によって偶発的に混獲される海鳥の削減に関する国際行動計画(IPOA-Seabirds)、サメ類保存管理の国際行動計画(IPOA-Sharks)及び漁業操業における海亀死亡の削減のためのFAOガイドライン(FAO-Sea turtles)を実行していないのであれば、可能な限り実行する。
2. メンバー及び協力的非加盟国は、生態学的関連種に関するデータを収集し、拡大委員会及び/又は必要に応じて生態学的関連種作業部会を含む補助機関に報告する。
3. メンバー及び協力的非加盟国は、本勧告のパラグラフ1及び2に従ってとった行為について、拡大委員会に付属する遵守委員会に対し、毎年報告する。

4. CCSBT 事務局は、インド洋まぐろ類委員会、中西部太平洋まぐろ類委員会及び大西洋まぐろ類保存国際委員会の事務局との間で、生態学的関連種について関連するデータを収集及び交換する権限が与えられる。
5. 拡大委員会は、みなみまぐろを対象とする漁業の影響からの生態学的関連種の保護の強化という見地から、本勧告及び「CCSBT の生態学的関連種に関する措置を他のまぐろ類 RFMO の措置と調和させるための決議」の運用をレビューする。
6. 拡大委員会及び/又は必要に応じて補助機関は、みなみまぐろを対象とする漁業がもたらす生態学的関連種に対するリスクの評価を実施する。拡大委員会は、「CCSBT の生態学的関連種に関する措置を他のまぐろ類 RFMO の措置と調和させるための決議」の採択によってこれらのリスクがいかに軽減されたかについて検討し、リスクを軽減する追加的な措置が必要か否かについて検討する。